

15 就労・資金貸付

中央障害者雇用情報センター

対象者 主に事業主・事業団体

内容 事業主等を対象として、障害者の雇用を進める際に生ずる雇用上の様々な問題についての相談、援助、情報提供等を行うほか、就労支援機器の展示・貸出し、ビデオ・DVDの貸出しなどを行っています。

問合せ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 中央障害者雇用情報センター

☎ 03-5638-2792 FAX03-5638-2282

〒 130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田 5階

メールアドレス syougai-soudan@jeed.go.jp

[障害者雇用事例リファレンスサービス及び各種情報・資料のお問い合わせ]

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター内
障害者雇用開発推進部雇用開発課

☎ 043-297-9513 FAX043-297-9547

〒 261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3

東京障害者職業センター

対象者 (1) 障害者で就職や職場定着、職場復帰に関する相談を希望する方

(2) 障害者の採用や雇用管理に関する相談を希望する事業主

(3) 障害者の就労支援を行う関係機関

内容

(1) 障害者を対象に、職業相談、職業評価、職業準備支援など

(2) 事業主を対象に、障害者の雇用計画や雇用管理に関する助言、雇用管理サポート講習会など

(3) 障害者と事業主の双方を対象に、ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援、リワーク支援（精神障害者職場復帰支援）

(4) 関係機関を対象に、障害者の就労支援に関する助言、就労支援に必要な知識および技能を修得するための研修など

利用 予約制。電話等で相談日時を予約してください。

問合せ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部 東京障害者職業センター
[上野本所]

☎ 03-6673-3938 FAX03-6673-3948

〒 110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3階

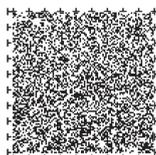
メールアドレス tokyo-ctr@jeed.go.jp

[リワークセンター東京] ※リワーク支援のみ

☎ 03-5246-4881 FAX03-5246-4882

〒 111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NSビル 7階

メールアドレス tokyo-ctr@jeed.go.jp



ハローワーク木場（公共職業安定所）（しごとの相談）

- 対象者** 障害のある方、難病の方で、求人情報をお探しの方や就職のための相談を行いたい方
- 内容** 心身に障害のある方の専門窓口を設け、就職のための相談や求人情報の提供、職業紹介を行っています。また、手話通訳員を介した相談（月2～4回）も行っています。
- 問合せ** ハローワーク木場 専門援助第二部門
☎ 03-3643-8614 FAX03-3630-3781
〒 135-8609 木場 2-13-19

東京しごと財団

内容 障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

(1) 総合コーディネート事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

(2) 東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

(3) 障害者委託訓練事業（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業）

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）

○障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）

○実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など）

○e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など）

○在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

(4) 障害者雇用就業サポートデスク

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。）

問合せ 公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課

☎ 03-5211-2681 FAX03-5211-5463

〒 102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階



東京障害者職業能力開発校

対象者 障害者で、職業的自立を目指す方

内容 就職に必要な知識や技能を身につける訓練を行います。

訓練科目：ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科、就業支援科、実務作業科、OA 実務科

訓練期間：各科 1 年、ただし調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科は 6 か月、就業支援科は 3 か月

授業料：無料

募集：毎年 9 月以降に募集（調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科および就業支援科は年 4 回募集）

問合せ 東京障害者職業能力開発校

☎ 042-341-1427 FAX042-341-1451

〒 187-0035 小平市小川西町 2-34-1

国立職業リハビリテーションセンター

対象者 (1) 身体障害のある方、高次脳機能障害のある方、難病のある方（通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます。）

(2) 通所が可能な精神障害のある方、発達障害のある方または知的障害のある方

内容 ・障害のある方々に対し、職業訓練の受講に必要な基礎学力や適性、健康状態、就職に関する要望等を把握し総合的に入所の可否を判断するための職業評価、就職に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練、就職活動に必要な情報提供や指導を行う職業指導等、体系的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

・訓練は障害状況や企業ニーズに合わせて行います。

・職場復帰を目指す休職者の訓練もあります。

・在職中の障害者のレベルアップを図るための短期間訓練、訓練生の採用を計画している事業主に対する支援サービス等も行っています。

訓練科目：

(1) メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）

(2) 建築系（建築設計科）

(3) 情報系（DTP・Web 技術科、OA システム科）

(4) ビジネス系（経理事務科、OA 事務科、オフィスワーク科）

(5) 物流系（物流・資材管理科）

(6) 職域開発系（アシスタントワーク科）

訓練期間：原則 1 年

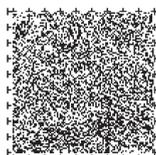
訓練受講料：無料 ※参考書、作業服、安全靴等について自己負担

申請 年間 10 回、入所の機会を設定しています。

問合せ 国立職業リハビリテーションセンター

☎ 04-2995-1201 FAX04-2995-1277

〒 359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2



IT 技術者在宅養成講座

- 対象者** 東京都にお住まいで、身体障害者手帳 1～3 級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週 20～30 時間程度の学習が可能な方（時間等についてはご相談下さい）。
- 内 容** 就労に必要な情報処理技術や資格取得について、オンラインと訪問指導により効率よく在宅で学びます。
費用：無料
講習期間：4 月より 2 年間
- 申 請** 毎年 10 月上旬から 1 月中旬に募集します。
- 問合せ** 社会福祉法人 東京コロニー職能開発室
☎ 03-6914-0859 FAX03-6914-0869
〒 164-0001 中野区中野 5-3-32

障害者雇用率・障害者各種助成金等

- 内 容** 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、企業では従業員規模に応じて一定割合以上の障害者を雇用しなければならないとされ（障害者雇用率といいます。）、障害者を新たに雇い入れることや、安定した雇用に向けた能力開発を行っていただいた事業主には一定の要件により各種助成金が支給されます。
詳しくは厚生労働省のホームページや、直接ハローワークでご確認ください。
- 問合せ** ハローワーク木場 雇用管理相談コーナー
☎ 03-3643-8625 FAX03-5245-5080
〒 135-8609 木場 2-13-19

生活福祉資金貸付制度

- 対象者** 次のすべてにあてはまる世帯
(1) 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
(2) 障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者証をお持ちの方がいる世帯
(3) 区内に居住し住民登録されていること
(4) 障害のある方の便宜を図るために使用すること
(5) 貸付が支援になると判断されること
(6) 返済の見込みがあると判断できること
※すでに支払いを終えた経費については、貸付の対象となりません。
- 内 容** 民生委員の相談援助活動のもと、福祉資金（技能習得費・転宅費・住宅改修費・障害者用自動車購入費・福祉用具購入費・介護費等）をお貸しします。
資金の種類に応じて、限度額・貸付及び返済条件に基準があります。
原則、連帯保証人が必要です。
条件等詳細は、お問い合わせください。
- 問合せ** 社会福祉法人江東区社会福祉協議会 福祉サービス課
☎ 03-3647-1898 FAX03-3699-6266
〒 135-0016 東陽 6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2 階
民生委員（→ 18 ページ）

